

了鳥取県公報

平成14年10月22日(火) 第7428号

每週火:金曜日発行

_			
目		カ	7
_		r i	٧.
_		17	◂

告	示	土地改良区の役員の就退任 (532) (耕地課)	. 1
		土地改良事業の同意 (533) (")	. 2
		公共測量の実施 (534) (管理課)	. 2
		開発行為に関する工事の完了 (535) (都市計画課)	. 2
		都市計画事業の事業計画の変更の認可 (536) (住宅環境課)	. 3
選管告示		選挙管理委員会の招集 (112)	. 4
公	告	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活保安課)	. 4

告	示

鳥取県告示第532号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり湖東大浜土地改良区から役員 が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成14年10月22日

鳥取県知事 片 山

退任した役員の氏名及び住所

理 事 小 玉 正 猛 鳥取市賀露町南六丁目 1 - 12

船 越 友 敬 鳥取市湖山町西一丁目202

一 村 愛 一 鳥取市賀露町北四丁目 5 - 31

浦浜 隆 鳥取市賀露町南四丁目22 - 35

宮 根 末 春 鳥取市賀露町北二丁目 3 - 18

星 見 昭 蔵 鳥取市湖山町西二丁目347

山 根 美佐雄 鳥取市湖山町北一丁目362

山 下 達 男 鳥取市湖山町北六丁目122

影 井 啓 利 鳥取市湖山町南一丁目215

徳 安 禮 仁 鳥取市伏野1184

山 根 昭 男 鳥取市伏野2453 - 3

片 山 正 男 鳥取市三津388 - 3

監事小松和幸鳥取市湖山町南五丁目345

- "角脇定敏鳥取市賀露町北一丁目4-6
- " 竹本 普鳥取市伏野32

平成14年9月21日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事 小 玉 正 猛 鳥取市賀露町南六丁目 1 - 12

" 一村 愛 一 鳥取市賀露町北四丁目 5 - 31

"宮根末春鳥取市賀露町北二丁目3-18

" 浜谷正義鳥取市賀露町南四丁目3-18

" 山 根 隆 男 鳥取市湖山町北三丁目402

"星見昭蔵鳥取市湖山町西二丁目347

" 船 越 友 敬 鳥取市湖山町西一丁目202

"影井啓利鳥取市湖山町南一丁目215

"松本勇美鳥取市湖山町北一丁目624

" 山 根 昭 男 鳥取市伏野2453 - 3

" 徳安 禮 仁 鳥取市伏野1184

" 片山正男鳥取市三津388-3

監事角脇定敏鳥取市賀露町北一丁目4-6

"星見強司鳥取市湖山町南一丁目880

"麻木正睦鳥取市三津383

平成14年9月22日就任 任期4年

鳥取県告示第533号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定に基づき、 鳥取市が行う土地改良事業 (農村総合整備事業東郷地区区画整理) について、平成14年10月17日に同意したので、 同法第96条の2第7項の規定により告示する。

平成14年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第534号

測量法 (昭和24年法律第188号) 第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、防衛施設庁広島 防衛施設局長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第39条において準用する同法第14 条第3項の規定により告示する。

平成14年10月22日

鳥取県知事 片 山 善博

- 1 作業種類 公共測量 (施設測量)
- 2 作業期間 平成14年10月1日から平成15年1月20日まで
- 3 作業地域 米子市両三柳

鳥取県告示第535号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第36条第 3 項の規定により

告示する。

平成14年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 開発許可の年月日及び番号 平成14年8月28日鳥取県指令都計3第332号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称

西伯郡日吉津村大字日吉津

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

境港市渡町3067 - 1

有限会社 片岡精肉店

代表取締役 片岡孝雄

鳥取県告示第536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1条の規定に基づき、都市計画事業の事業計画の変更を認可し たので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成14年10月22日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 施行者の名称
 - 倉吉市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道
- 3 事業施行期間 昭和52年3月1日から平成16年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 なし
 - (2) 使用の部分

追加する部分 倉吉市北野字八幡ノ下、字八幡平、字大石橋、字村ノ前、字堂ノ元、字道脇、字宮ノ元、 字野ノ下、字宮ノ前、字天神野、字八幡西平、字天神ノ内、字天神及び字中新田、福光字 ヒビノ原、字稲代及び字上折口、黒見字藤ヶ森、字八反田、字庄田、字仁王手、字四反田、 字家ノ前、字屋敷及び字沢田、小鴨字道祖神、字鯰平、字上新田、字八重原、字杉谷平、 字城ノ後口、字平ラ林、字大平ル、字市屋敷、字市ノ下、字出口及び字ツエヌケ、上古川 字上林、字中林、字野畑、字前谷田、字谷田、字下林、字大平ル、字八幡ノ平ラ及び字大 田、石塚字下平ラ、字大平ル、字金ケ平ル、字天王ノ平ル、字上河原、字ソリ、字下河原、 字鼠田、字小深田、字屋敷通、字明着、字大鴨及び字毘沙門、福山字水尻、字宮ノ前通、 字隈田、字桜ケ坪、字法大神、字駈ケ上、字寺ノ上、字小屋ノ平及び字フケ、生田字高瀬、 栗尾字椎木谷、字家ノ上、字梨子木、字大田、字末谷口、字休石、字堂面、字小田及び字 兜山並びに上余戸字隈ケ坪、字瀬ケ谷口、字高畔、字小榎、字瀬ケ谷山、字瀬ケ谷、字立 原、字立原山の各一部

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第112号

平成14年第16回鳥取県選挙管理員会を次のとおり招集する。

平成14年10月22日

鳥取県選挙管理委員会委員長中村 碩 男

- 1 日時 平成14年10月24日 (木) 午後2時15分
- 2 場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県庁 選挙管理委員室
- 3 議題
- (1) 参議院鳥取県選挙区選出議員補欠選挙及び鳥取県議会議員東伯郡選挙区補欠選挙について
- (2) その他

調達公告

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。) 第5条の3第1項の規定により猟銃及 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成14年10月22日

鳥取県公安委員会委員長倉都祥 行

1 講習の種別及び受講対象者

経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

- (1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者
- (2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの
- 2 開催の日時及び場所

区分 種別	日	時	場	所	受講対象者	
	平成14年	11月14日	倉吉市清谷	町一丁目10	浜村、倉吉及び八橋の	
経験者講習	午後1時	30分から	鳥取県倉吉	警察署	各警察署の管内に居住	
	午後4時	30分まで			する者	

- 3 講習時間及び講習課目
 - (1) 講習時間 3時間
 - (2) 講習課目
 - ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
- 4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

- 5 講習受講手数料及びその納付方法
- (1) 講習受講手数料 3,000円
- (2) 納付方法
 - (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。 この場合、消印しないこと。
- 6 携行品

筆記用具及び印鑑

	6	平成14年10月22日	火曜日	鳥	取	県	公	報	第7428号	
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
l										
ĺ										1